

# 令和4年度指名停止業者一覧

## 指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
1	大阪府大阪市中央区北浜東1番20号 ナカバヤシ株式会社 代表取締役 湯本 秀昭	令和4年4月19日から 令和4年7月18日まで (3か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為)並 びに第4条の3	当該業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべきものを決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力することにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
2	東京都文京区小石川四丁目14番12号 共同印刷株式会社 代表取締役社長 藤森 康彰	令和4年4月19日から 令和4年7月18日まで (3か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為)並 びに第4条の3	
3	宮城県仙台市若林区六丁の目西町4番1号 株式会社ビー・プロ 代表取締役 江馬 文成	令和4年4月19日から 令和4年10月18日まで (6か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為)	

# 令和4年度指名停止業者一覧

## 指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
4	東京都港区東新橋一丁目7番3号 トッパン・フォームズ株式会社 代表取締役社長 坂田 甲一	令和4年4月19日から 令和4年10月18日まで (6か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為)	当該業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべきものを決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力することにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。
5	東京都千代田区神田小川町一丁目11番地 株式会社ディーエムエス 代表取締役 山本 克彦	令和4年4月19日から 令和4年10月18日まで (6か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為)	
6	愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地 小林クリエイト株式会社 代表取締役 小林 友也	令和4年4月19日から 令和4年10月18日まで (6か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為)	

# 令和4年度指名停止業者一覧

## 指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
7	東京都八王子市東浅川町553番地 光ビジネスフォーム株式会社 代表取締役 松本 康宏	令和4年4月19日から 令和4年10月18日まで (6か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為)	当該業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべきものを決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力することにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは工事等の相手方として不適当であると認められるので指名停止を行うものである。
8	京都府京都市伏見区中島中道町133番地 東洋印刷株式会社 代表取締役 土谷 潤一郎	令和4年4月19日から 令和4年10月18日まで (6か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為)	
9	京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地 株式会社イセトー 代表取締役 小谷 達雄	令和4年4月19日から 令和4年10月18日まで (6か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為)	

# 令和4年度指名停止業者一覧

## 指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
10	大阪府大阪市中央区今橋2丁目4番10号ED GE淀屋橋8F  カワセコンピュータサプライ株式会社  代表取締役 川瀬 啓輔	令和4年4月19日から 令和4年10月18日まで (6か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為)	当該業者は、遅くとも平成28年5月6日以降、日本年金機構が発注するデータプリントサービスについて、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべきものを決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力することにより、公共の利益に反して、日本年金機構が発注するデータプリントサービスの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、令和4年3月3日に独占禁止法第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
11	茨城県土浦市藤沢3495番地1  株式会社タナカ  代表取締役 田中 司郎	令和4年4月19日から 令和4年10月18日まで (6か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為)	
12	兵庫県西宮市津門稲荷町11番12号  塚田印刷株式会社  代表取締役 塚田 和範	令和4年4月19日から 令和4年10月18日まで (6か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為)	

# 令和4年度指名停止業者一覧

## 指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
13	東京都港区赤坂1丁目6番6号 総合警備保障株式会社 代表取締役 青山 幸恭	令和4年4月19日から 令和4年5月18日まで (1か月)	R4. 4. 19	第2条第1項 別表第2の9 (その他の不正又 は不誠実な行為)	当該業者の元社員は、愛知県において業務として回収し保管していた顧客の現金約2,900万円を着服したとして、令和4年2月9日に業務上横領の容疑により愛知県警に逮捕された。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
14	千葉県君津市糠田120-2 上総建設株式会社 代表取締役 小川 文子	令和4年5月11日から 令和4年5月25日まで (2週間)	R4. 5. 10	第2条第1項 別表第1の7 (安 全管理措置の不 適切により生じた 工事関係者事故)	当業者は、君津市が発注した「準用河川代川災害復旧修繕(中島地先)」において、作業中の不適切な安全管理措置を原因として、作業員が後方の河川へ転落し、負傷する事故を発生させた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
15	東京都中央区八重洲二丁目7番15号 株式会社メディセオ 代表取締役社長 今川 国明	令和4年6月7日から 令和4年9月6日まで (3か月)	R4. 6. 6	第2条第1項 別表第2の3 (県外での独占禁 止法違反行為) 並 びに第4条の3	当業者は、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札について、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月30日に公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。

# 令和4年度指名停止業者一覧

## 指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
16	<p>東京都千代田区神田錦町三丁目2番地</p> <p>パシフィックコンサルタンツ株式会社</p> <p>代表取締役社長 重永 智之</p>	<p>令和4年6月7日から 令和4年12月6日まで (6か月)</p>	R4.6.6	<p>第2条第1項 別表第2の6 (県外での競売入 札妨害又は談合)</p>	<p>当該業者の使用人は、富山県富山市が令和元年7月に発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の入札を巡り、令和4年2月14日、公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕された。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。</p>
17	<p>東京都豊島区高田三丁目37番10号</p> <p>株式会社ジイケイ設計</p> <p>代表取締役 須田 武憲</p>	<p>令和4年6月7日から 令和4年12月6日まで (6か月)</p>	R4.6.6	<p>第2条第1項 別表第2の6 (県外での競売入 札妨害又は談合)</p>	<p>当該業者の使用人は、富山県富山市が令和元年7月に発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の入札を巡り、令和4年2月14日、公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕された。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。</p>
18	<p>大阪府大阪市西区西本町二丁目2番4号</p> <p>株式会社銭高組</p> <p>取締役社長 銭高 久善</p>	<p>令和4年7月8日から 令和5年1月7日まで (6か月)</p>	R4.7.8	<p>第2条第1項 別表第2の6 (県外での競売入 札妨害又は談合)</p>	<p>当該業者の元使用人は、近畿中部防衛局発注の岐阜(2)評価施設新設建築その他工事の入札を巡り、令和4年5月31日に官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で在宅起訴された。 このことは、君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第2第6号の規定に該当すると認められるので指名停止を行うものである。</p>

# 令和4年度指名停止業者一覧

## 指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
19	<p>東京都品川区南品川一丁目3番9号</p> <p>株式会社大滝工務店</p> <p>代表取締役社長 大滝 雅次</p>	<p>令和4年8月1日から 令和4年8月31日まで (1か月)</p>	R4.8.1	<p>第2条第1項 別表第2の9 (その他の不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該業者及び当該業者の使用人は、千葉県発注の航路浚渫工事において、令和3年10月16日に土運船に積載したバックホウを使用して土砂を岸壁に卸す作業中に、同土砂が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置を講じなかったことから、港則法違反で、令和4年6月1日付けで起訴され、同日付けで罰金刑の略式命令を受けた。</p>
20	<p>栃木県佐野市栃本町1051番地</p> <p>中里建設株式会社</p> <p>代表取締役 中里 聡</p>	<p>令和4年8月1日から 令和4年8月31日まで (1か月)</p>	R4.8.1	<p>第2条第1項 別表第2の9 (その他の不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該業者及び当該業者の使用人は、栃木県佐野市発注の災害廃棄物仮置き場の復旧工事において、作業員が死亡する工事関係者事故を発生させ、令和3年7月8日、労働安全衛生法違反により足利簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、君津市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第2第9号の規定に該当すると認められるので指名停止を行うものである。</p>
21	<p>千葉県旭市ニの6292番地の4</p> <p>藤英建設株式会社</p> <p>代表取締役 藤代 剛志</p>	<p>令和4年8月8日から 令和4年9月7日まで (1か月)</p>	R4.8.8	<p>第2条第1項 別表第2の9 (その他の不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該業者及び当該業者の使用人は、令和2年4月29日、旭市の工場でスレート屋根補修工事をする際、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼす恐れがあったにもかかわらず、危険防止措置を講じず、作業員1名が死亡したことから、労働安全衛生法及び業務上過失致死罪により略式起訴され、令和2年12月28日付けで罰金刑に処せられた。また、このことが建設業法第28条第3項に該当するとして、千葉県知事から令和4年6月23日付けで、営業停止処分を受けた。</p>

# 令和4年度指名停止業者一覧

## 指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
22	東京都港区海岸三丁目20番20号 株式会社西原環境 代表取締役 西原 幸志	令和4年8月8日から 令和4年9月7日まで (1か月)	R4.8.8	第2条第1項 別表第2の9 (その他の不正又は不誠実な行為)	当該業者は、愛知県豊橋市発注のいずみが丘処理場の運転保守委託業務において、令和3年8月19日、水量の確認作業に当たり、危険を防止するために必要な措置を講じなかったことから、労働安全衛生法違反で令和4年5月10日付けで起訴され、令和4年5月23日付けで罰金刑の略式命令を受けた。
23	東京都品川区西五反田1丁目3番8号 株式会社キャンサーズキャン 代表取締役 福吉 潤	令和4年9月1日から 令和4年9月14日まで (2週間)	R4.9.1	第2条第1項 別表第1の4 (契約違反)	当該業者は、君津市と契約している「人工知能(AI)を活用した特定健診受診率向上支援事業に関する業務委託(単価契約)」において、契約約款に違反し、事前に君津市より承諾を得た再委託先とは別の業者に業務を再委託していたことが判明した。
24	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号マルイト難波ビル 株式会社浅沼組 代表取締役社長 浅沼 誠	令和4年9月16日から 令和5年9月15日まで (12か月)	R4.9.16	第2条第1項 別表第2の5 (県内での競売入札妨害又は談合)	当該業者の元千葉営業所長は、市川市発注の市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事の入札を巡り、入札情報入手し入札を妨害したとして、令和4年7月26日に公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕された。



# 令和4年度指名停止業者一覧

## 指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
25	<p>東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号</p> <p>株式会社大塚商会</p> <p>代表取締役社長 大塚 裕司</p>	<p>令和4年11月4日から 令和5年2月3日まで (3か月)</p>	R4.11.4	<p>第2条第1項 別表第2の4 (県外での独占禁 止法違反行為)並 びに第4条の3</p>	<p>当該業者は広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。</p>
26	<p>広島県広島市西区横川新町9番12号</p> <p>中外テクノス株式会社</p> <p>代表取締役 福馬 聡之</p>	<p>令和4年11月4日から 令和5年5月3日まで (6か月)</p>	R4.11.4	<p>第2条第1項 別表第2の4 (県外での独占禁 止法違反行為)</p>	<p>当該業者は広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。</p>
27	<p>東京都江東区豊洲五丁目6番15号</p> <p>Dynabook株式会社</p> <p>代表取締役 覚道 清文</p>	<p>令和4年11月15日から 令和5年5月14日まで (6か月)</p>	R4.11.15	<p>第2条第1項 別表第2の4 (県外での独占禁 止法違反行為)</p>	<p>当該業者は広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。</p>

# 令和4年度指名停止業者一覧

## 指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
28	<p>東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地</p> <p>株式会社ニチイ学館</p> <p>代表取締役 森 信介</p>	<p>令和4年11月15日から 令和5年2月14日まで (3か月)</p>	R4. 11. 15	<p>第2条第1項 別表第2の4 (県外での独占禁 止法違反行為)並 びに第4条の3</p>	<p>当該業者は愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。</p>
29	<p>東京都港区港南一丁目7番18号</p> <p>株式会社ソラスト</p> <p>代表取締役 藤河 芳一</p>	<p>令和4年11月15日から 令和5年2月14日まで (3か月)</p>	R4. 11. 15	<p>第2条第1項 別表第2の4 (県外での独占禁 止法違反行為)並 びに第4条の3</p>	<p>当該業者は愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。</p>
30	<p>東京都文京区後楽二丁目2番8号</p> <p>五洋建設株式会社</p> <p>代表取締役社長 清水 琢三</p>	<p>令和5年3月1日から 令和5年3月31日まで (1か月)</p>	R5. 3. 1	<p>第2条第1項 別表第2の9 (その他の不正又 は不誠実な行為)</p>	<p>当該業者が元請けとして受注した「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において、作業員が令和3年7月9日に高所作業車から転落し負傷したことについて、当該業者の使用人は、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和3年8月19日に至るまで提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により起訴され、令和4年12月22日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。</p>

# 令和4年度指名停止業者一覧

## 指名停止対象業者及び状況説明書

番号	対 象 業 者	指 名 停 止 期 間	決 定 日	適 用 条 項	状 況
31	東京都港区赤坂五丁目3番1号 株式会社博報堂 代表取締役社長 水島 正幸	令和5年3月31日から 令和5年9月29日まで (6か月)	R5. 3. 31	第2条第1項 別表第2の4 (県外での独占禁 止法違反行為)並 びに第4条の3	当該業者は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等を巡り、独占禁止法違反の疑いで令和5年2月28日、公正取引委員会から検事総長に告発された。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
32	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号 水道機工株式会社 代表取締役 古川 徹	令和5年3月31日から 令和5年4月29日まで (1か月)	R5. 3. 31	第2条第1項 別表第2の8 (建設業法違反行 為)並びに第4条 の3	当該業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置し、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。
33	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号 株式会社水機テクノス 代表取締役 原 毅	令和5年3月31日から 令和5年4月29日まで (1か月)	R5. 3. 31	第2条第1項 別表第2の8 (建設業法違反行 為)並びに第4条 の3	当該業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置し、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。このことは工事等の相手方として不相当であると認められるので指名停止を行うものである。